

鳥獣保護区等の指定について

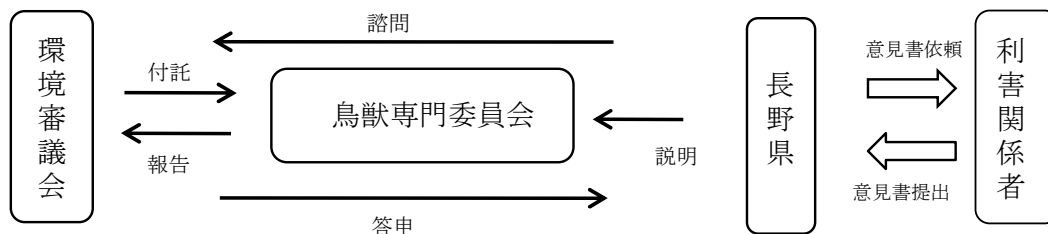
森林づくり推進課 鳥獣対策係

1 鳥獣保護区等の指定一覧

名称・区分	所在地	指定の趣旨	面積 (ha)	指定期間	根拠
新規指定					
常盤 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・ イノシシを除く)	大町市	常盤鳥獣保護区周辺におけるニホンジカの農林業被害増加を受け、鳥獣保護区の期間満了後に新たに「常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域」を指定し、特にニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図る地域として指定するもの。	667	R8. 11. 1～ R13. 10. 31 (5年間)	法第12条第6項
再指定 (期間延長)					
大峰 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・ イノシシを除く)	池田町	大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域内で特にニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図る地域として指定するもの。	245	R8. 11. 1～ R13. 10. 31 (5年間)	法第12条第6項

2 スケジュール等

(1) 指定に向けた体制



(2) 指定スケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会			● 諮問			● 答申		
鳥獣専門委員会					● 現地検討			
備考	→ 利害関係者の意見書							→ 狩猟期間

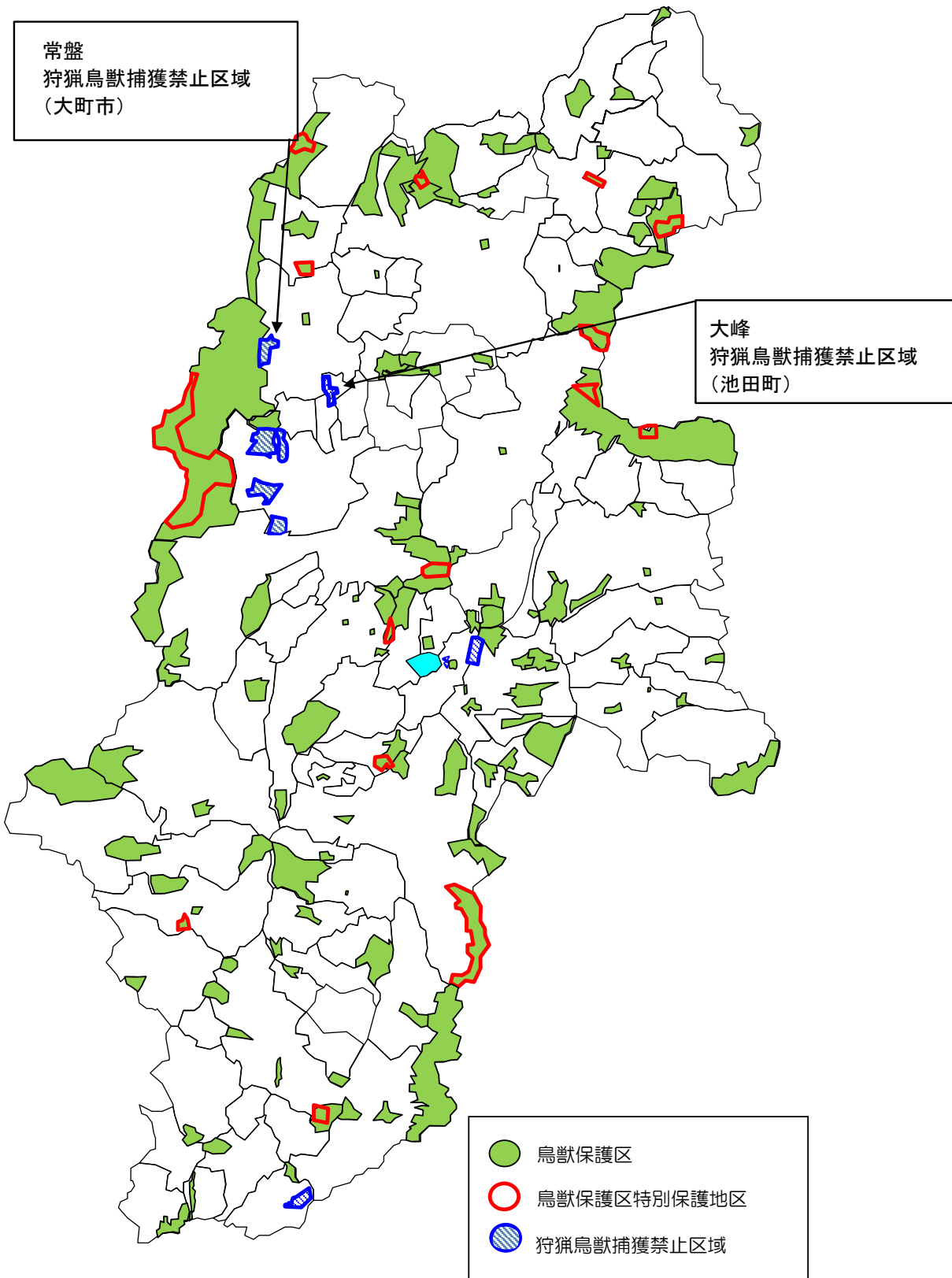
3 鳥獣専門委員会の設置

計画内容の専門性から、幅広い知識と専門的な見地から検討を行う必要があるため、専門の委員会を設置して検討を行いたい。委員会での検討経過は、環境審議会に報告する。

【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ、イノシシを除く)	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。 ※狩猟期間中にニホンジカ、イノシシのみ狩猟を認める区域
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

令和8年度鳥獣保護区等指定計画位置図



常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定の概要

1 名称 常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区域

大町市常盤、親沢地籍の林道親沢線より分岐する餓鬼岳登山道起点を起点とし、同点から白沢沿いの登山道を餓鬼岳方面に西進し、国有林界に至り、同界を北進し、大町市平地籍の前越平に至り、前越平の共有林北縁に達したところで同共有林界を東進し、林道前越線を横断し、更に同共有林界の尾根を東進後、同南東進し、標高 1526mのピークに至り、同ピークから北上する尾根（平地籍と常盤地籍の境界）を北進後、標高 1292mのピークを経て北東進し、渋沢東（標高 1208.6m）ピーク南側直下の鞍部に至り、同鞍部から南東斜面（常盤地籍）の沢を南東進し、林道仏崎線終点にある谷止工（昭和 47 年度 復旧治山工事第 151 号）に至り、同谷止工から同林道終点を横断し、同林道終点山側の沢を尾根に向かって南進し、同尾根上に至り、同地点から尾根南側の沢に向かって更に南進し、同沢の二股の分岐点に至り、同分岐点から南西側にのびる沢を南西進し、標高 1219mピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根上を東進し、標高 1219mピークに至り、同ピーク南東側の沢を南東進し、林道九津線終点の谷止工（昭和 48 年度復旧治山工事第 7 号）に至り、同谷止工右岸側の尾根を北西進し、標高 1289mのピークに至り、同ピーク南側にのびる尾根を南進し、中の沢に至り、同地点から南西側にのびる沢を南西進し、標高 1299mピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根南側の沢を南進し、林道内山線終点にある谷止工（昭和 48 年度 復旧治山工事第 139 号）に至り、同谷止工から南西側にのびる沢を南西進し、標高 1309mピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から下一区有林内の沢を南進後、更に同沢沿いに南西進し、下一区有林内作業道に至り、同作業道を林道親沢線からの分岐点まで進み、同分岐点に至り、同分岐点から林道親沢線を同林道終点方向に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 6 6 7ヘクタール）

3 存続期間

令和 8 年（2026 年）11 月 1 日から令和 13 年（2031 年）10 月 31 日まで
（5 年間）

4 指定目的

大町市南西部に位置する鍬ノ峰（1,623m）を中心とし、国設北アルプス鳥獣保護区の東端に隣接する。標高の高い箇所はクロベ－ヒメコマツ群落、低い箇所はクリ－ミズナラ群落および一部カラマツの人工林等があり、鳥獣にとっての良好な生育環境を備えた地域であり、多様な鳥獣が生息している。

一方、近年はニホンジカやイノシシの生息数が増加しており、近接農地ではこれら野生動物による農作物被害が発生している。

このため当該区域において、狩猟によるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とする一方、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を図ることを目的とする。

5 管理方針

農林業被害の軽減を図るため、狩猟期間におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、狩猟による個体数の減少を図る。

大町市等の関係機関と十分な連携を図りながら周辺農地における被害状況を把握し、狩猟期間以外においては有害鳥獣捕獲等により効果的な捕獲を実施する。

また、ニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的の周知徹底を行い、他の鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう定期的な巡視、看板の設置等により生息地の環境を適切に保持する。

6 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 667ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 667 ha

農耕地 - ha

水 面 - ha <干潟 - ha>

その他 - ha

イ 所有者別内訳

国有地 - ha

国有林 { 林野庁所管 - ha
文部科学省所管 - ha

{ 制限林 -ha { 保安林 - ha
砂防指定地 - ha
普通林 - ha { その他 - ha

国有林以外の国有地

地方公共団体有地 82 ha { 都道府県有地 - ha
市町村有地等 82 ha

私有地等 585 ha

公有水面 - ha

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 -ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 - ha { 自然環境保全地域特別地域 -ha
自然環境保全地域普通地域 -ha

自然公園法による地域 - ha { 特別保護地区 -ha
特別地域 -ha
普通地域 -ha

文化財保護法による地域 - ha

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 区域の位置

大町市南西部に位置する鍬ノ峰（1,623m）を中心とし、標高 930m 以上の区域で、国設北アルプス鳥獣保護区の東端に隣接する。

イ 地形、地質等

花崗岩、花崗閃緑岩を主体とし、鍬ノ峰を主稜とした急峻な地形である。

ウ 植物相の概要

クロベ－ヒメコマツ群落、ツガ－コカンスゲ群落及びはクリ－ミズナラ群落一部カラマツの人工林等の林相を呈しており、下層植生も豊かで多様な植物相を有している。

エ 動物相の概要

里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

ドバト、○キジバト、○スズメ、ハシブトカラス、○ハシボソカラス、ヒヨドリ、ムクドリ、○ヤマドリ、○キジ

イ 獣類

ニホンカモシカ（特天）、○ニホンジカ、○イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、キツネ、タヌキ、イタチ、テン

※○は当該地域で一般的に見られる鳥獣種。

※アンダーラインの引かれた鳥獣は、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 主な農林業被害の状況

常盤地籍の農地（水田、畑）では、ニホンジカ・イノシシの食害や踏み荒らしによる被害が発生している。一部農地では、個々の畑に防護柵を設置しているが、侵入されることも多い。大町市では有害捕獲を実施しているが、動物は移動するため被害を与える獣類の激減までは至っていない。

当該区域が位置する大町市における過去3か年間の鳥獣被害及び鳥獣捕獲数は以下のとおり。

令和4年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、野菜、果樹	2,793	1	108	56
イノシシ	稲、野菜、雑穀	1,814	1	21	41
ニホンザル	野菜、雑穀	641	1	248	
カモシカ	野菜、造林木	0	0	0	
ツキノワグマ	果樹、野菜	0	1	0	1
その他獣類	稲、野菜、果樹、雑穀	2,607	4	61	20
鳥類	稲、野菜、果樹、雑穀	3,742	6	228	49

※被害金額は、当該地域を含む大町市の合計

令和5年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、野菜、果樹	4,482	1	122	78
イノシシ	稲、野菜、雑穀	1,336	1	54	72
ニホンザル	野菜、雑穀	639	1	168	
カモシカ	野菜、造林木	0	0	0	
ツキノワグマ	果樹、野菜	0	6	6	2
その他獣類	稲、野菜、果樹、雑穀	774	4	75	20
鳥類	稲、野菜、果樹、雑穀	3,180	6	75	61

※被害金額は、当該地域を含む大町市の合計

令和6年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟 捕獲数
			許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、野菜、果樹	5,032	1	146	114
イノシシ	稲、野菜、雑穀	1,060	1	23	48
ニホンザル	野菜、雑穀	258	1	138	
カモシカ	野菜、造林木	0	0	0	
ツキノワグマ	果樹、野菜	0	6	9	0
その他獣類	稲、野菜、果樹、雑穀	1,681	4	99	0
鳥類	稲、野菜、果樹、雑穀	2,908	6	92	37

※被害金額は、当該地域を含む大町市の合計

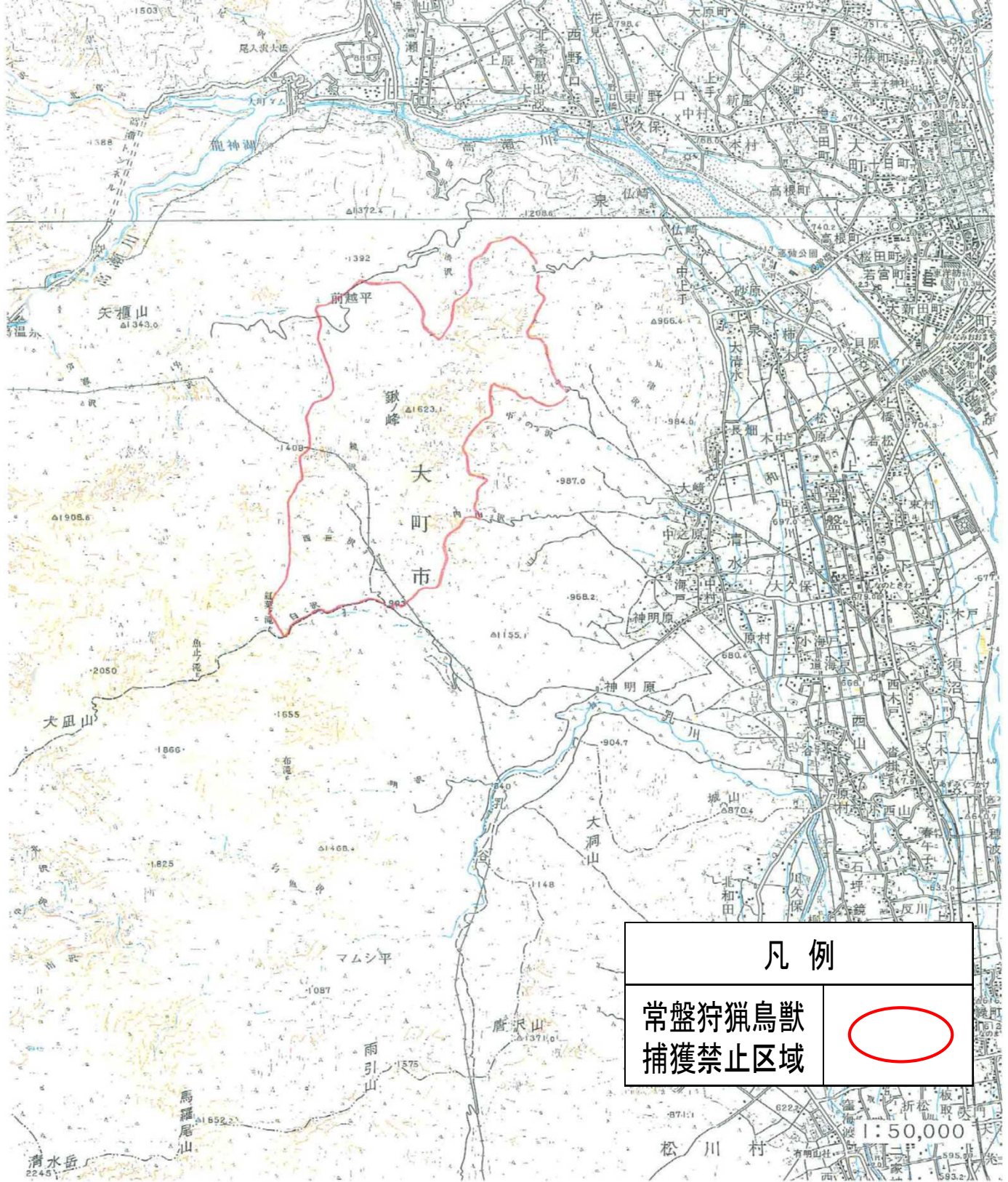
8 指定及び維持管理に関する事項

案内板 1基
木 標 本
制 札 本
補助版 枚


〈添付書類〉

- 1 常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域図
- 2 常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域説明図
- 3 常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域利害関係者名簿

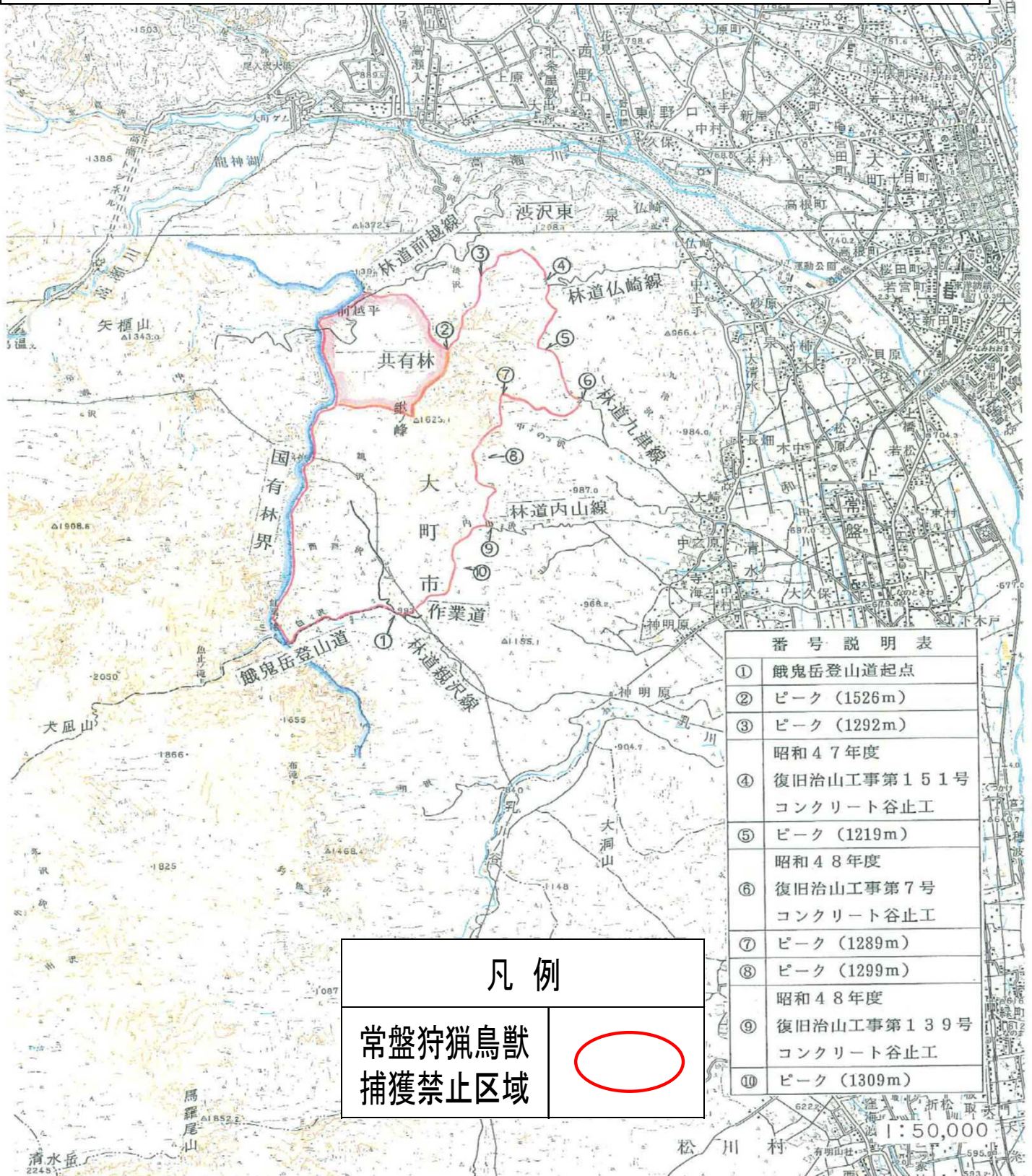
常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く) 区域図




凡例

常盤狩猟鳥獣 捕獲禁止区域	
------------------	---

常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く) 区域説明図



凡 例	
常盤狩猟鳥獣 捕獲禁止区域	

番号	説明表
①	餓鬼岳登山道起点
②	ピーク (1526m)
③	ピーク (1292m)
④	昭和47年度 復旧治山工事第151号 コンクリート谷止工
⑤	ピーク (1219m)
⑥	昭和48年度 復旧治山工事第7号 コンクリート谷止工
⑦	ピーク (1289m)
⑧	ピーク (1299m)
⑨	昭和48年度 復旧治山工事第139号 コンクリート谷止工
⑩	ピーク (1309m)

常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域 利害関係者名簿

所属・職名	氏名	指定の賛否
大町市長	牛越 徹	賛成
北アルプス森林組合 代表理事組合長	割田 俊明	賛成
大北農業協同組合 代表理事組合長	武井 宏文	賛成
大北地区猟友会平支部長	西澤 清	賛成
大北地区猟友会常盤支部長	中山 靖基	賛成
大町市泉自治会長	栗林 俊博	賛成
大町市清水自治会長	川上 浄明	賛成
大町市野口自治会長	工藤 倉一	賛成
大町市観光協会長	遠藤 高弘	賛成
計	9名	

大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定の概要

- 1 名称 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）
- 2 区域

北安曇郡池田町大字会染 773-1 番地の県道宇留賀線上の通称こだま岩を起点として、同点から大峰山に通ずる尾根を北進し、同尾根と大町市と池田町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を北進し、三角点（1,015.6メートル）を経て、同市町界と大町市八坂（旧八坂村）の町村界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と町道 210 号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、同町道と通称南寺間沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、同沢と通称日野沢との接点に至り、同点から同日野沢を南進し、同沢と県道宇留賀線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 245 ヘクタール）
- 3 存続期間

令和 8 年（2026 年）11 月 1 日から令和 13 年（2031 年）10 月 31 日まで
（5 年間）
- 4 指定目的

当該区域は、池田町にある大峰高原に位置し、アカマツやカラマツなどの針葉樹とコナラなどの広葉樹が混交する林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、多様な鳥獣が生息している。

一方、近年はニホンジカやイノシシの生息数が増加しており、近接農地ではこれら野生動物による農作物被害が発生している。

このため当該区域において、狩猟によるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とする一方、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を図ることを目的とする。
- 5 管理方針

農林業被害の軽減を図るため、狩猟期間におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、狩猟による個体数の減少を図る。

池田町等の関係機関と十分な連携を図りながら周辺農地における被害状況を把握し、狩猟期間以外においては有害鳥獣捕獲等により効果的な捕獲を実施する。

また、ニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的の周知徹底を行い、他の鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう定期的な巡視、看板の設置等により生息地の環境を適切に保持する。
- 6 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 245ha

内訳

ア 形態別内訳			
林 野	205ha		
農耕地	1ha		
水 面	ha	<干潟	ha>
その他	39ha		

イ 所有者別内訳

国有地	—ha				
国有林	{ 林野庁所管 —ha 文部科学省所管 —ha 国有林以外の国有地	制限林	—ha	{ 保安林 —ha (〇〇保安林) 砂防指定地 —ha	
		普通林	—ha	その他	—ha
地方公共団体有地	—ha		{ 都道府県有地 —ha 市町村有地等 —ha		
私有地等	245ha				
公有水面	—ha				

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	—ha	{ 自然環境保全地域特別地区 —ha 自然環境保全地域普通地区 —ha
自然公園法による地域	—ha	{ 特別保護地区 —ha 特別地域 —ha 普通地域 —ha
文化財保護法による地域	—ha	

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 区域の位置

当該地域は、池田町北東部の標高 850m から 1,020m の区域に位置する。

イ 地形、地質等

地形的には東向きの斜面が多く、地質的には主に新生代第三紀層の泥岩、砂岩、礫岩、凝灰岩及び石英安山岩を基岩とした地域である。

ウ 植物相の概要

アカマツ、カラマツ等の針葉樹とコナラ等広葉樹を主体とする林相を呈しており、多様な植物相を有している。

エ 動物相の概要

里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣

ア 鳥類

フクロウ、キジ、キジバト、トビ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、スズメ、キセキレイ、カワラヒワ

イ 獣類

ニホンカモシカ、○イノシシ、○ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、ハクビシン

※○は当該地域で一般的に見られる鳥獣種。

※アンダーラインの引かれた鳥獣は、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 主な農林業被害の状況

大峰周辺の農地では、主にニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる食害や踏み荒らしによる被害が発生している。

当該区域が位置する池田町における過去3か年間の鳥獣被害及び鳥獣捕獲数は以下のとおり。

令和4年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 獵
			許可件数	捕獲数	捕獲数
ニホンジカ	稲、麦、豆類、野菜類	130	1	28	11
イノシシ	稲、野菜類、イモ類	120	1	11	10
ニホンザル	豆類、野菜類、果樹	0	1	0	
ハクビシン	果樹、野菜類	0	1	2	0
鳥類	稲、果樹	4	3	0	17

※被害金額は、当該地域を含む池田町の合計

令和5年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 獵
			許可件数	捕獲数	捕獲数
ニホンジカ	稲、麦、豆類、野菜類	163	1	31	2
イノシシ	稲、野菜類、イモ類	120	1	15	1
ニホンザル	豆類、野菜類、果樹	0	1	2	
ハクビシン	果樹、野菜類	0	1	1	0
鳥類	稲、果樹	4	3	0	21

※被害金額は、当該地域を含む池田町の合計

令和6年度

加害鳥獣	被害作物名	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 獵
			許可件数	捕獲数	捕獲数
ニホンジカ	稲、麦、豆類、野菜類	144	1	74	18
イノシシ	稲、野菜類、イモ類	328	1	17	3
ニホンザル	豆類、野菜類、果樹	0	1	25	
ハクビシン	果樹、野菜類	0	1	6	0
鳥類	稲、果樹	0	3	1	21

※被害金額は、当該地域を含む池田町の合計

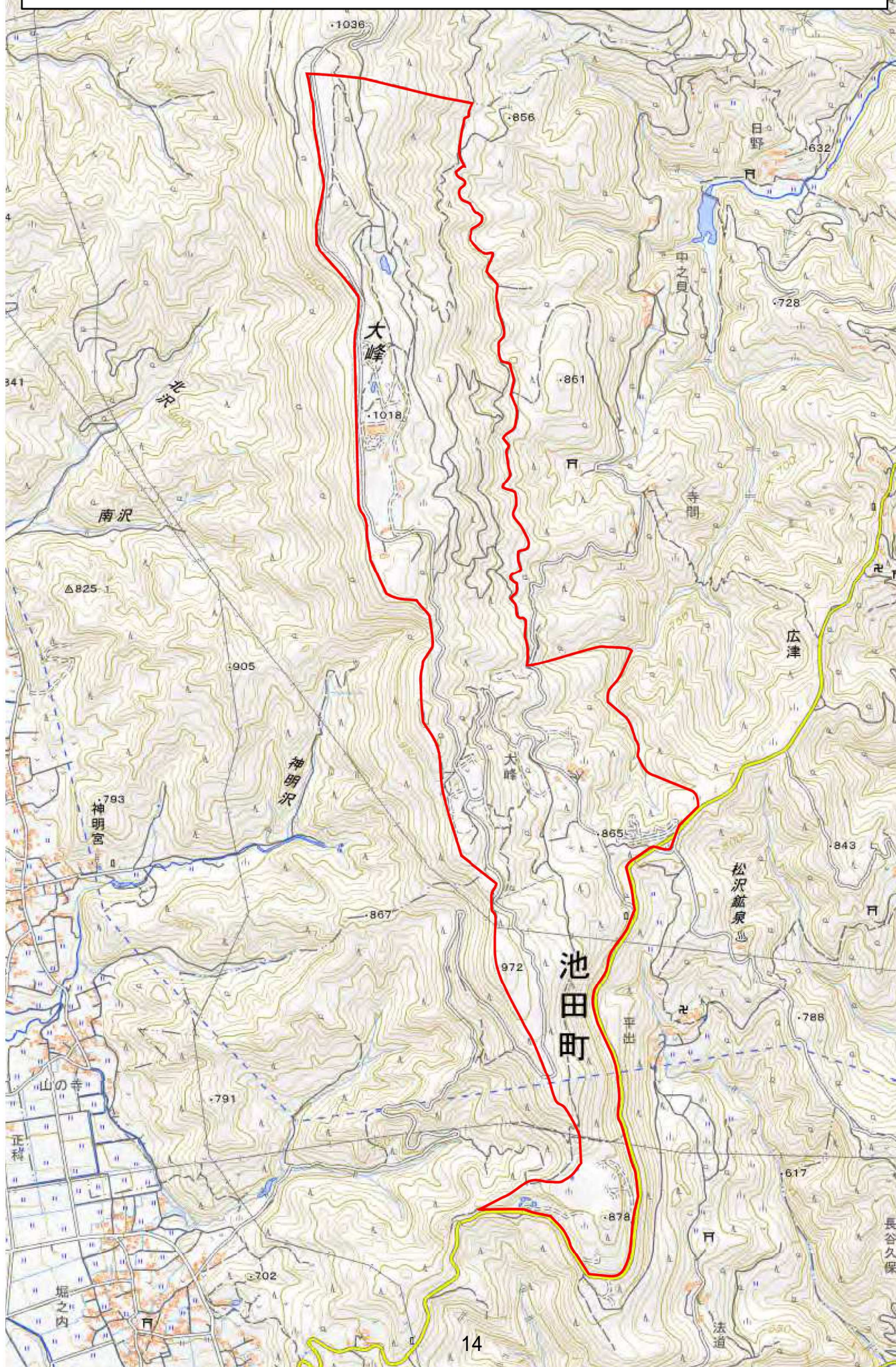
8 更新及び維持管理に関する事項

案内板 2 基
木 標 本
制 札 10 枚
補助版 10 枚

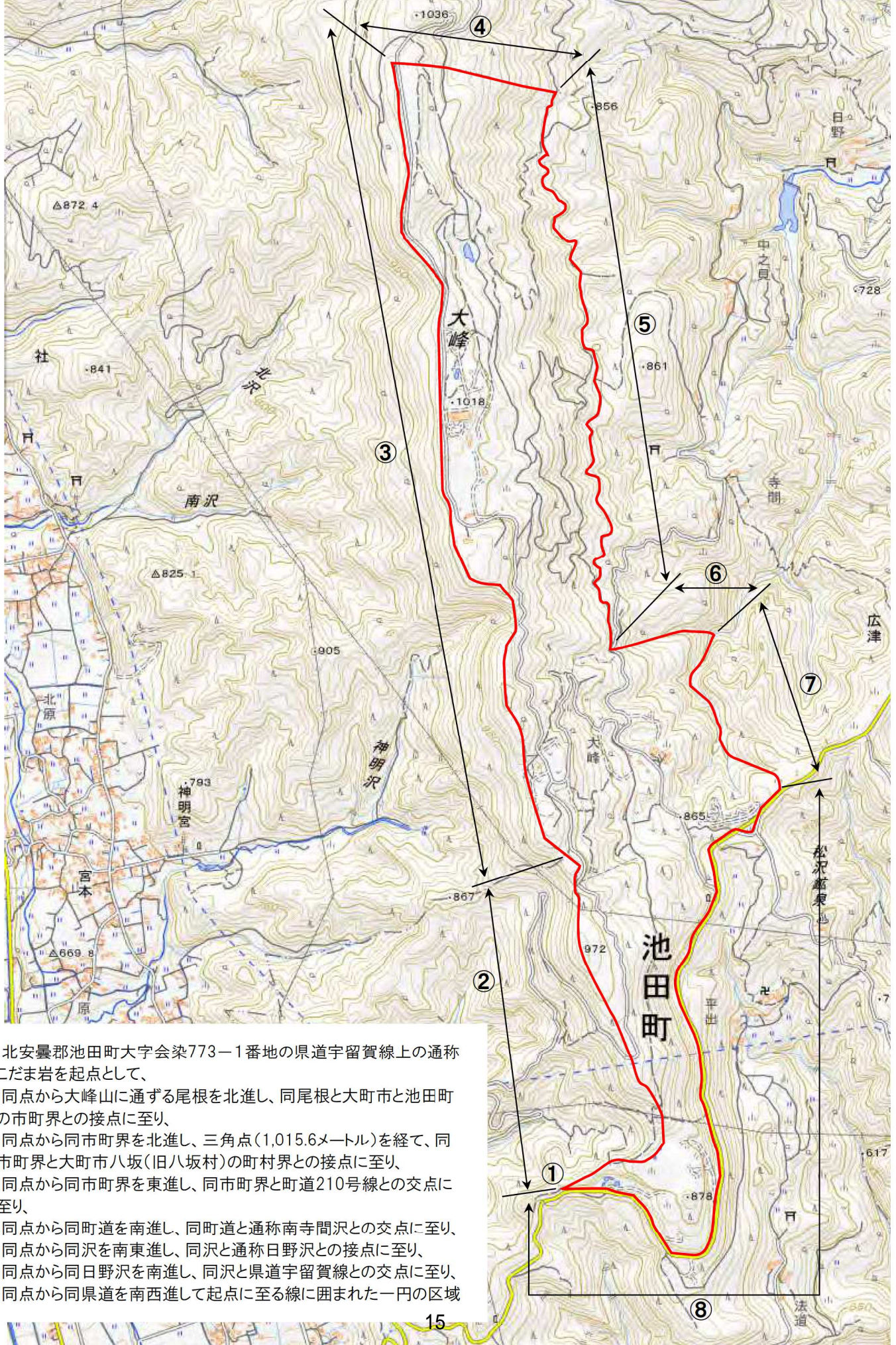
〈添付書類〉

- 1 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域図
- 2 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域説明図
- 3 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域利害関係者名簿

大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く) 区域図



大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く) 区域説明図



- ① 北安曇郡池田町大字会染773-1番地の県道宇留賀線上の通称こだま岩を起点として、
- ② 同点から大峰山に通ずる尾根を北進し、同尾根と大町市と池田町の市町界との接点に至り、
- ③ 同点から同市町界を北進し、三角点(1,015.6メートル)を経て、同市町界と大町市八坂(旧八坂村)の町村界との接点に至り、
- ④ 同点から同市町界を東進し、同市町界と町道210号線との交点に至り、
- ⑤ 同点から同町道を南進し、同町道と通称南寺間沢との交点に至り、
- ⑥ 同点から同沢を南東進し、同沢と通称日野沢との接点に至り、
- ⑦ 同点から同日野沢を南進し、同沢と県道宇留賀線との交点に至り、
- ⑧ 同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域 利害関係者名簿

所属・職名	氏名	指定の賛否	意見
池田町長	矢口 稔	賛成	
北アルプス森林組合 代表理事組合長	割田 俊明	賛成	
大北農業協同組合 代表理事組合長	武井 宏文	賛成	
大北地区猟友会 池田町支部長	松田 忠雄	賛成	
大峰袖沢植林組合長	横沢 政男	条件付き賛成	①植林した成長しつつある樹木の皮むき、食害が見受けられるので、該当する種類の動物は優先して駆除できるように許可願いたい。 ②サル、ニホンジカ、イノシシについては、通年駆除ができるようお願いしたい。
池田町堀ノ内自治会長	勝野 尚芳	賛成	
池田町広津自治会長	山崎 嘉政	賛成	
池田町中島自治会長	太田 多久治	賛成	
池田町観光協会長	矢崎 昭和	賛成	
計	9名		